

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	情報システム課
委託業務名	情報セキュリティ強靱化対策機器等運用保守業務
委託業務場所	大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所
概要	大津市情報セキュリティ強靱化対策の為に導入したシステム・ハードウェア及びソフトウェアの運用保守業務
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約金額	8, 4 2 2, 5 9 0 円
契約の相手方	[所在地] 大津市中央二丁目 2 番 6 号 [名称] 富士通株式会社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	当該業者は「大津市情報セキュリティ強靱化対策機器等賃貸借」の契約業者であり、導入システム及び機器の開発元業者であることから、本運用保守業務を実施できる唯一の業者である。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。